

安八町告示第153号

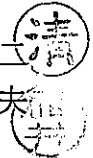
安八町職員措置請求に係る監査結果について

令和元年10月23日付で提出された住民監査請求書〔安八町職員措置請求書（以下「請求書」という。）〕について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第4項に基づき、監査した結果を下記のとおり公表する。

令和元年12月5日

安八町監査委員
安八町監査委員

清 伸
碓井 昭夫



記

第1 監査の請求

1 請求人



2 請求書の受付

令和元年10月23日

3 請求の趣旨

請求人から提出された請求の趣旨及び事実を証する書面等は次のとおりである。
なお、請求の趣旨については原文のまま記載する。

監査委員は、安八町長に対し、平成30年9月14日、●●ヒアリングの折りの旅費 50,610円を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告せよ。

(添付書類)

本件に係る事実証明として、次の書類が提出された。

1. 平成30年度 支出負担行為決議書兼支出命令書
2. 平成30年度 証拠書類貼付台紙（旅費）
3. 平成30年度 証拠書類貼付台紙（タクシー代）
4. 令和元年7月25日付 安総第3014号 情報公開請求却下通知書
5. 令和元年7月25日付 安総第3015号 情報公開請求却下通知書
6. 伺い 支出命令の取り消しについて
(平成27年度 大垣土木事務所との懇親会費)

7. 伺い 支出命令の取り消しについて
(平成28年度 大垣土木事務所との懇親会費)

第2 請求の受理

監査の実施にあたり、本件請求は、所定の形式要件は具備しているが、法第242条の要件に適合しているかどうかを慎重に判断する必要があったため、令和元年10月25日に清伸二監査委員並びに大平文雄監査委員の合議により、これを受理した。

第3 監査委員の判断 [法第242条の要件による判断]

住民監査請求は、法第242条の規定に基づき、町長や町職員等の違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、住民が直接その是正や防止、損害の補填を求めて監査委員に監査を請求する制度である。

本件請求で請求人は、平成30年9月14日、●●ヒアリングの折りの旅費 50,610円を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告することを請求している。

このことから、本件請求は、財務会計行為を対象とした住民監査請求の要件を満たしていると判断し、監査を実施することとした。

第4 監査委員の交代

請求書受理、要件審査、監査時においては大平文雄氏が安八町監査委員の職を務めていたが、令和元年10月31日付けで同氏より辞職願が安八町長宛に提出され、安八町長は同日付けでこれを受理及び許可した。

このことから、安八町長は、令和元年11月1日付けで安八町議会臨時会において、地方自治法第196号第1項の規定に基づき、碓井昭夫氏を安八町監査委員に選任すべく同意を求め、その同意を得た。

これにより、同日、本件については大平文雄氏から碓井昭夫氏へ引き継がれた。

第5 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第6項の規定に基づき、令和元年11月27日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたが、令和元年11月21日に欠席の連絡があったため陳述は実施しなかった。

また、同期日に新たな証拠の提出もなかった。

2 監査の実施

(1) 監査対象事項

法第242条の規定に基づき、本件請求の趣旨のとおり公金の支出が違法若しくは不当であり、かつ、監査委員の判断がされた日において安八町に損害が現実発生していたのか否かについて、要件審査と併せて令和元年10月25日、並びに令和元年11月27日に監査を実施した。

(2) 監査対象課

監査対象課を企画調整課とし、必要な資料の提出を受けるとともに関係職員から事情を聴取した。

第6 事実関係の確認

1 監査対象事項について

関係課(職員)からの事情聴取、関係資料の調査及び確認の結果、関連する事項を含め次の事項を確認した。

- (1) 安八町長(以下「町長」という。)は、持続的に発展するまちづくりを進めるためには、第五次総合計画に掲げているとおり、「安八スマートインターチェンジ(以下「安八S I C」という。)の効果を最大限に活用することが必要不可欠だと考えていた。
- (2) (1)にいう、「安八S I Cの効果を最大限に活用する」とは、高速道路の利便性の向上、既存企業の発展、企業誘致や定住促進とのことである。
- (3) 平成30年9月14日(金)安八町役場企画調整課 課長補佐と係長(以下「職員ら」という。)は、安八S I C周辺で(2)にいう企業誘致を進めるため、物流企業へのヒアリングを目的として東京都と神奈川県に出張した。
- (4) (3)では、東京に所在する物流企業(以下「企業①」という)、「ロジスティックの今を知り未来に触れる」をテーマとして479社(2,435ブース)が参加する[](以下「総合展」という)、神奈川県に所在する物流企業(以下「企業②」という)を訪問した。
- (5) (4)中、企業①に訪問した際は、企業①の経営戦略を担当する部署の責任者らと面談し、安八町S I C周辺の地形等からハザードマップに見る浸水想定や地盤強度、及び雇用の確保を重視する等の意見を直接聴取した。

- (6) (4) 中、総合展に訪問した際は6社のブースを訪れ、それぞれの担当者に、安八S I C周辺の企業集積に伴う用地について、及び都市部への移動時間の短縮と利便性の向上等、安八S I C供用開始による効果について、積極的に情報を提供した。
- (7) (4) 中、企業②に訪問した際は、企業②の営業を担当する部署の責任者らと面談し、進出時における雇用の確保、及び周辺企業の倉庫集約による合理化への課題等について直接聴取した。
- (8) 町職員らは、(3) にいう出張の際、移動手段として新幹線や地下鉄といった公共交通機関、及び(4) の際の時間的な制約もあったことからタクシーを使用した。
- (9) 町職員らは、(3) にいう出張から帰町した後、口頭にて町長、副町長、企画調整課長に(3) にいう出張の報告をするとともに、書面にて旅費の明細報告と合わせて復命した。
- (10) 平成30年10月25日、(3) にいう出張に係る旅費が、安八町職員の旅費に関する条例(以下「条例」という。)第12条及び第14条の規定に基づき支出された。

第7 判断に当たっての関係法令等について

1 法第232条第1項

地方公共団体は、その事務を処理するために必要な経費を支弁するものとする旨が規定されている。

2 法第2条第14項

地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果をあげるようにしなければならない旨が規定されている。

3 地方財政法第4条第1項

地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最小の限度を超えて、これを支出してはならない旨が規定されている。

4 条例第12条

公務のために旅行する職員等に対して支給する鉄道賃について規定されている。

5 条例第14条

公務のために旅行する職員等に対して支給する車賃について規定されている。

- 6 最高裁平成2年4月12日第一小法廷判決・民集44巻第3号431頁
住民監査請求や住民訴訟の対象は公金の支出等6つの財務会計行為に(財務会計上の行為又は怠る事実)に限って認められており、財務会計行為以外の一般行政上の行為(非財務会計行為)は、たとえそれが違法なものであってもこれを対象とすることができない。

第8 監査の結果

本件請求については、次のように決定した。

本件請求で請求人は、「会の目的が達成されたことを証する書面や、会の結果がどのように町政に反映されたか分かるものを組織的に用いるために職務上作成していなければこの支出は認められないものである。なぜならば、松岡政司と赤尾尚人は安八町を代表して本件に出席しているはずであり、公費を使用する以上はこれらの書類を作成し会の内容や結果を記録し、これらの情報を今後さまざまな施策に活用できる状態にしておかなければならないことは言うまでもない。」と主張している。

本件監査では、第6 事実関係の確認／1 監査対象事項について／(3)について、その公務性を検討することとした。

職員らは、同／(1)及び(2)のとおり、町長が安八町第五次総合計画に掲げるまちづくりを実現するために、同／(3)にいう出張をしており、出張先では同／(4)、(5)、(6)、(7)を務めた。

つまり、職員らが同／(3)にいう出張をすることは、当然、町長の命令によるものであるが、同／(1)及び(2)を実現するための担当者として、同／(4)のように多くの企業関係者らに安八S I C周辺区域の企業集積を目指していることや用地情報を提供することは、企業関係者らと相互理解やコミュニケーションを図るためにも有意義なものであり、かつ、将来にわたるまちづくりの可能性を実現するための効果が期待できることから、社会通念上の相当性が認められる。

このような事情等を総合すると、職員らが同／(3)にいう出張をしたことは、企業誘致の担当者として適切な行為であり、公務として評価すべきものと解するのが相当だと判断した。

以上のことから、同／(3)にいう出張の機会を利用して安八S I Cの効果を最大限に活用して、将来にわたって持続的に発展するまちづくりを実現させるために、多くの企業関係者らに対して積極的に情報提供することやコミュニケーションを図ることは、企業誘致を担当する職員らの職務の範囲内であり、条例の基準に基づき、公務である同／(3)にいう出張に付随して支出された本件請求は、第7 判断に当たっての関係法令等について／1、2、3に背くものではなく、町に損害を

与えるものではないと判断した。

なお、請求人が請求の理由3の後段で主張している、「最後に安八町支出負担行為の整理区分に関する規則 別表第1「7旅費」の「支出負担行為に必要な書類」に「請求書、旅行命令書」と規定されているが、本件の支出負担行為には「旅行命令書」は無く、安八町支出負担行為の整理区分に関する規則で規定されている「支出負担行為に必要な書類」が備わっていない違法もしくは不当な公金の支出である。また、請求書についても、安八町職員の旅費支給規則に規定されている正式な様式ではなく、安八町職員の旅費支給規則に従った支出でないことを付け加える。規則で規定されている「様式」が備わっていない違法もしくは不当な公金の支出である。」についてだが、これは行政事務のあり方を指摘しているものであって、法第242条第1項の趣旨に該当するものではないと判断したことから本件監査では検討しないこととした。

併せて、請求人は、請求書中、請求の理由3の記載のとおり、「会の目的が達成されたことを証する書面や、会の結果がどのように町政に反映されたか分かるものを組織的に用いるために職務上作成していなければこの支出は認められないものである。」としているが、監査にて客観的事実と整合し、その信用性を覆す事情がない場合には、手控えや記憶を根拠として事実を認定することに差し支えないものと判断した。

よって、請求人の主張には理由がないと判断し、これを棄却する。

第9 監査委員の意見

本件監査請求とは直接関係あることではないが、公金を支出するための事務手続きにおいて使用する関係規則等に定められた様式の整理、又は見直しを早急に実施すべきであることを申し添える。